

令和5年度第2回厚木市セーフコミュニティ推進協議会会議次第

日時 令和6年2月5日（月）

午後2時から3時まで

場所 市役所本庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

セーフコミュニティ国際認証をめぐる現況について・・・ 資料1、2、参考1

4 報 告

令和5年度セーフコミュニティ活動状況について・・・・・・・・・・・・ 参考2

5 その他

6 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進協議会設置規程

(設置)

第1条 地域住民と行政等の協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、市民が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、厚木市セーフコミュニティ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) セーフコミュニティプランの実施計画策定に関すること。
- (2) 地域における取組みの推進及び評価に関すること。
- (3) その他安心・安全のまちづくりの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 安心・安全のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安心・安全の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役職名をもって充てられた委員の任期は、その役職にある期間に限る。
- 3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、セーフコミュニティ主管課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

セーフコミュニティ国際認証をめぐる現況について

1 国際認証「セーフコミュニティ（以下「SC」）」の概要

地域ぐるみで外傷の予防活動を展開するまちに与えられる国際認証制度

考え方	「事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」
認証機関	国際SC認証センター（NGO団体） 日本における事務局（SC支援センター） 一般社団法人 日本SC推進機構
有効期間	5年間
認証取得条件	認証センターが定める6つの指標を満たしていること ※申請書及び現地審査により認証機関の審査員が判定
認証都市数	世界で約430都市が認証を取得し日本では10自治体が活動中

2 厚木市SCのあゆみ

- 2008年1月 SCの取組開始
- 2010年11月 SC国際認証を取得（国内3番目）
- 2012年10月 SC推進条例を制定（国内初）
- 2015年11月 2度目のSC国際認証を取得
- 2018年11月 第9回アジア地域SC会議厚木大会を開催
- 2021年11月 3度目のSC国際認証を取得

3 地域と共に15年間活動を継続して得られた成果・状況

(1) 地域課題に対する協働体制の確立

対策委員会により、地域及び関係機関と意見交換や分担をしながら課題に取り組む体制ができた。

(2) データによる事業見直し手法の導入

(3) 各種市民調査による結果

〈市民満足度調査〉（毎年 企画政策課）

「健康で安心・安全に暮らせるまちづくりが推進されている」と思う割合

○満足度 2009年32.8% → 2021年57.1% +24.3%増

〈市民意識調査〉（隔年 広報課）

「SCの手法を用いた安心・安全なまちづくりに関心がある」割合

○関心がある 2009年38.3% → 2023年53.3% +15%増

〈安全・健康・コミュニティに関する調査〉（5年に2回 SCくらし安全課）

「SCの取組を今後も継続して推進していく必要がある」と思う割合

○必要がある 2011年80.7% → 2023年61.0% -22.6%減

4 SC国際認証都市の現況（2024年1月現在）

国際認証期間中 （10自治体・認証順） ※ゴシック体：次回 国際認証を取得しない	青森県十和田市、神奈川県厚木市、 東京都豊島区、大阪府松原市、福岡県久留米市、 埼玉県秩父市、鹿児島県鹿児島市 、福島県郡山市、 埼玉県さいたま市、山梨県都留市
国際認証期間満了 （7自治体・満了順）	長野県小諸市、埼玉県北本市、滋賀県甲賀市、 大阪府泉大津市、長野県箕輪町、京都府亀岡市、 神奈川県横浜市栄区

厚木市の認証期間：2021年11月4日～2026年11月3日（3度目）

5 SC国際認証をとりまく状況の変化

<厚木市での事業開始時>

世界保健機関（以下「WHO」）がスウェーデンのカロリンスカ医科大学の附属機関としてSC協働センターを設立し、SC認証制度を実施
“SC協働センター”が認証する国際認証



2015年 WHO協働センターを閉鎖（WHOが手を引く）



<現在>

国際SC認証センター設立直後から、WHOと公的協定を締結するための申請書を提出しているが、未だWHOからの返答はない。（交渉継続中）
現在“WHO”との関係を裏付けるもの：なし

6 SC国際認証を継続する場合のメリット・デメリット

(1) メリット

- ア SCロゴマークの使用したPRができる。
- イ 取組に対する第三者による客観的な評価がされる。
- ウ 世界基準の仕組みを備えた安心安全都市として、広くアピールできる。

(2) デメリット

- ア 認証維持に係る経費を継続的に負担する必要がある。
- イ WHOとの関係性が無くなり、認証の価値が低下している。

(3) その他

- ア 活動の支援体制が脆弱である。
- イ 取組自治体が減少傾向にある。
- ウ 市議会からSCの認証及び費用について、問われている。

厚木市セーフコミュニティ推進のためのロードマップ



現在の厚木市セーフコミュニティの状況	
市民	SCの認知度は高いが、団体や地域の代表等参画できる場が限定的
推進協議会	SC事務局の報告や提案を受け承認
外傷サーベイ ランス委員会	①外傷状況等以外の視点からの評価は今後 ②対策委員会との直接的な交流がない
対策委員会	関係課が事務局となり、調整・資料作成・進め方の青写真を作成 団体や地域の代表が委員となっているが、活動そのものへの関与は限定的

4度目の認証取得までに期待する到達点	
市民	①市民が多様な形で参画できる場・方法の拡大 → 市民満足度の向上 ②多様な市民の主体的な参画（特に女性や若い世代）
推進協議会	①地域のキーパーソンが一堂に会する機会を捉え、承認に加え議論の場へ ②多様な市民による議論の場へ → 若年層や女性
外傷サーベイ ランス委員会	①厚木市としての重点課題の振り返り ②具体的・多面的なSC効果の分析結果の提示（市民のQOL、社会損失等） ③対策委員会がこれまでの振り返りと新たな課題について議論できる情報の提供 ④対策委員会ごとの重点課題の設定を見直すための支援
対策委員会	対策委員会が行政事業を支援・補完 市民の主体的な参画と自立度を向上 → 対策委員会「発」の取組

※SC…セーフコミュニティ

※QOL…Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。生活の質。